

# 漁業構造改革総合対策事業について

## 1 事業の概要

収益性を重視した漁業の転換を3つの方法で支援します。

沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業及び養殖業を対象に、収益性重視の操業・生産体制への転換を推進し、厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体を育成するため、「漁業構造改革総合対策事業」を実施しています。

この事業では、漁業者や地域が一体となって、収益を向上するための改革計画を策定いただき、この計画に基づき、次のいずれかの実証を行う場合に支援します。

### ① 改革型漁船等の収益性改善の実証

省エネ、省人及び省力化型の改革型漁船の導入などにより、新しい操業体制の収益性を実証し、その転換を促進します。

### ② 沿岸漁業における収益性改善の実証（以下、沿岸漁業版という。）

浜の活力再生プランに基づき、三者以上の漁業者による協業体又は新規就業者による収益性を実証し、20トン未満の漁船を用いた新しい操業体制への転換を促進します。

### ③ 漁船等の収益性回復の実証

漁船のリニューアルや新しい操業方法への取組などにより、3%以上の生産性を向上させる操業の実証を行い、償却前利益を確保できる操業形態への転換を促進します。

より具体的な事業の流れや仕組みは、以下のとおりとなっています。

## 2 事業の流れ

改革計画の作成  
→ 計画に基づく実証事業実施  
というステップをとります。

### (1) 改革計画の作成と認定

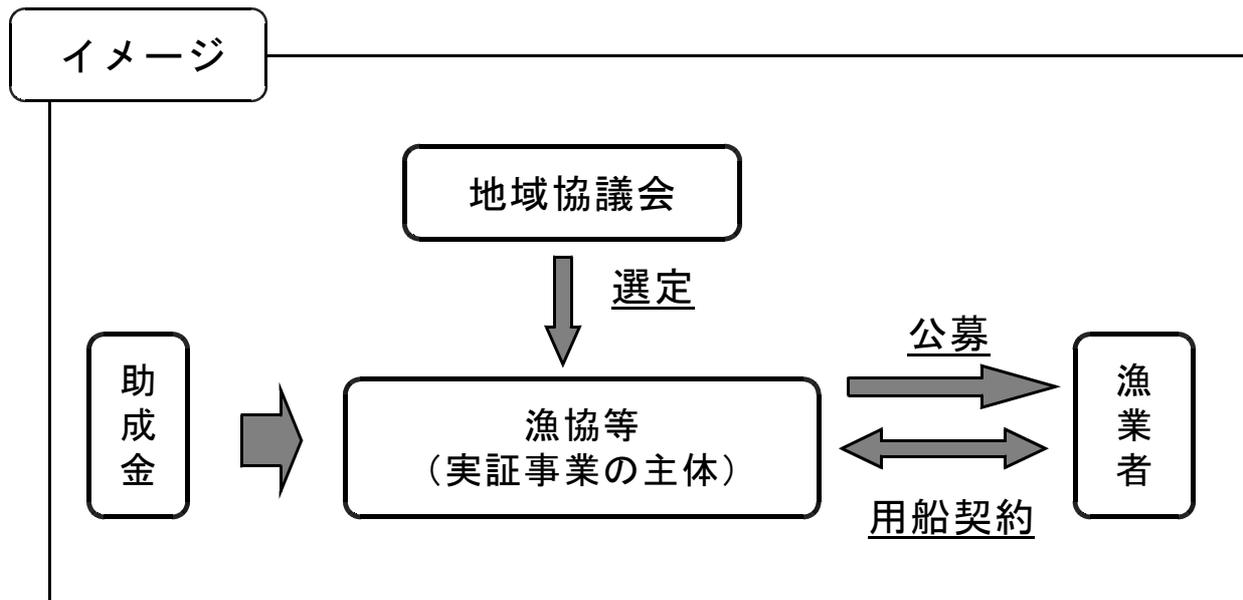
本事業に取り組むためには、まず漁業の改革に取り組もうとする地域ごとに、漁業者及び地域が一体となって、漁獲から出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上するための改革計画の作成が必要です。

当該計画の作成のためには、地域ごとに設置される地域プロジェクト協議会（当該地域の漁業者や加工流通業者の代表、地方公共団体の職員や有識者等を構成員とする協議会。「地域協議会」という。）において、官民が一体となって検討し、収益性を向上する改革計画の作成を行います。

また、地域協議会は、計画を漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会に申請します。中央協議会では、改革計画の内容を審査し、新たな操業体制へ移行した漁船等の収益性が確保されると認められるときは、その計画を認定します。

### (2) 事業の実施

認定された改革計画に基づき、地域協議会が選定した漁協等が公募により、実証事業に用いる漁船等を用船し（漁協と漁業者が用船契約を締結）、当該漁船等を使用して、収益性向上の実証事業を行います。つまり事業実施者となる漁協等と、用船契約の相手方となる漁業者が連携して、本事業を進めていただくこととなります。



### (3) 沿岸漁業版適用に当たっての要件

#### ① 浜の活力再生プランとの関係

沿岸漁業版に取り組もうとする場合には、水産庁長官が承認する浜の活力再生プランにおいて、対象とする漁業種類や漁船の規模、漁獲努力量の削減、対象とする漁業者の年齢要件等を定めておく必要があります。

#### ② 対象者

沿岸漁業版の対象となる漁業者は、三者以上の協業体もしくは新規就業者に限られます。

### 3 助成金の内容

助成の方法は、従来の補助事業とは異なります。

#### (1) 助成金の対象費用について

本事業において、助成金の対象となる費用については、以下のとおりです。

#### 【助成金の対象費用】

- ・ 用船料（乗組員の人件費や船の減価償却費を含みます。）
- ・ 燃油費
- ・ 販売費
- ・ 事業管理費
- ・ えさ代
- ・ その他の資材費
- ・ 消費税
- ・ 魚箱代
- ・ その他の経費

注：沿岸漁業版の場合は、以下の費用は対象外です。

- ・ 人件費
- ・ 消耗品費
- ・ 通信費
- ・ 10万円未満の漁具等償却費
- ・ 10万円未満のえさ代
- ・ 10万円未満のその他の資材費

#### (2) 助成金の交付等について

本事業では、事業実施者となる漁協等と用船契約の相手方となる漁業者の方が、実証事業に係る経費（上記の対象経費）について交付を受け、実証事業を開始します。

一方で、実証事業の漁獲物は、改革計画に基づいて販売し、得られた水揚金額は、漁協等を通じて全額（沿岸漁業版の場合は2/3）返還していただきます。

事業期間の終了時に損益計算を行い、水揚金額で賄えない経費が発生した場合は、その分の5割から9割を支援する仕組みです（この支援の率については、取り組んでいただく実証の項目により異なりますので、支援率の項を参照してください）。

つまり、本事業は、改革型漁船の導入など、漁業者の方々が取り組む実証事業のリスクについて、国が担保し、漁業者の負担軽減を図るメリットがあります。

また事業期間は、①及び②の改革型漁船等の収益性改善の実証は3年（養殖業においては、3事業期間。最大5年。）以内、

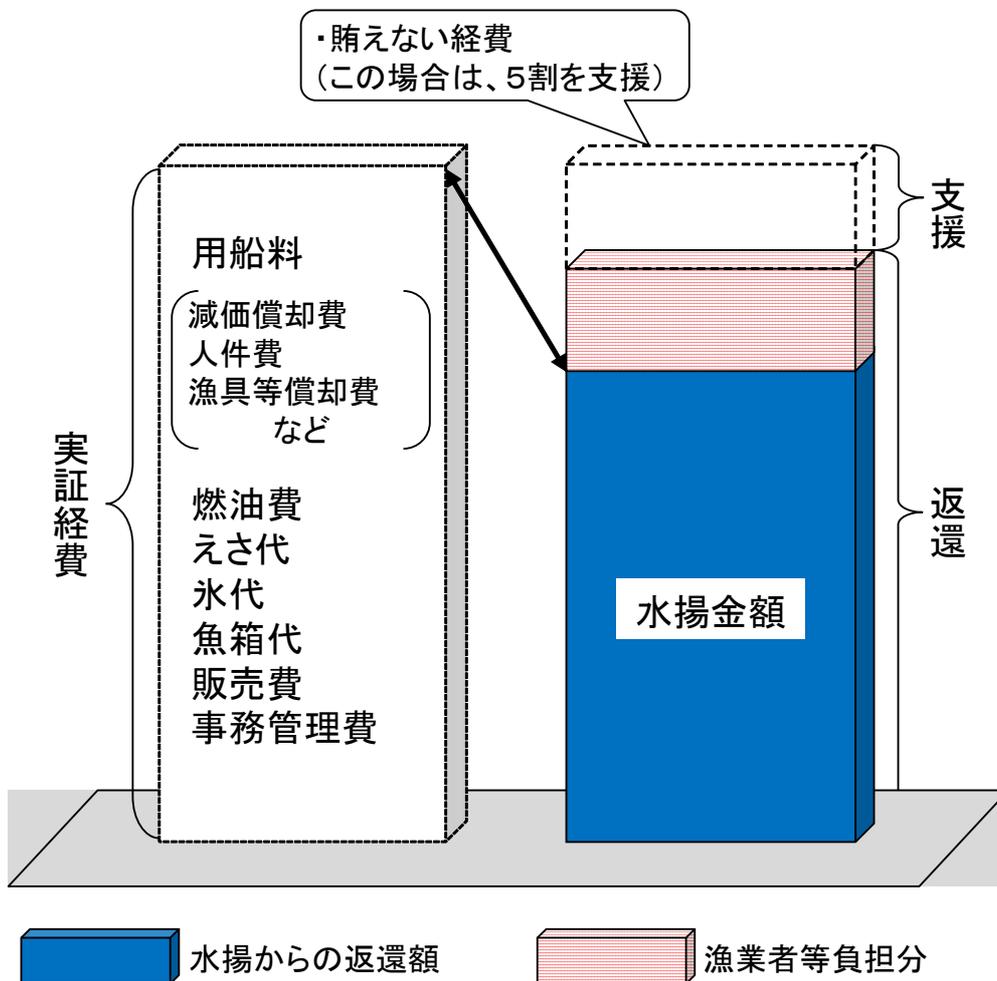
③の漁船等の収益性回復の実証は2年（養殖業においては、2事業期間。最大4年。）以内となっていますが、例え1年目であっても認定改革計画に基づく漁船等の収益性回復が実証された場合、すなわち水揚金額が助成金の額を上回った場合には、事業は終了となります。

【支援率（助成金の返還）】

① 改革型漁船等の収益性改善の実証の場合

返還すべき助成金の額は、交付された助成金の額。

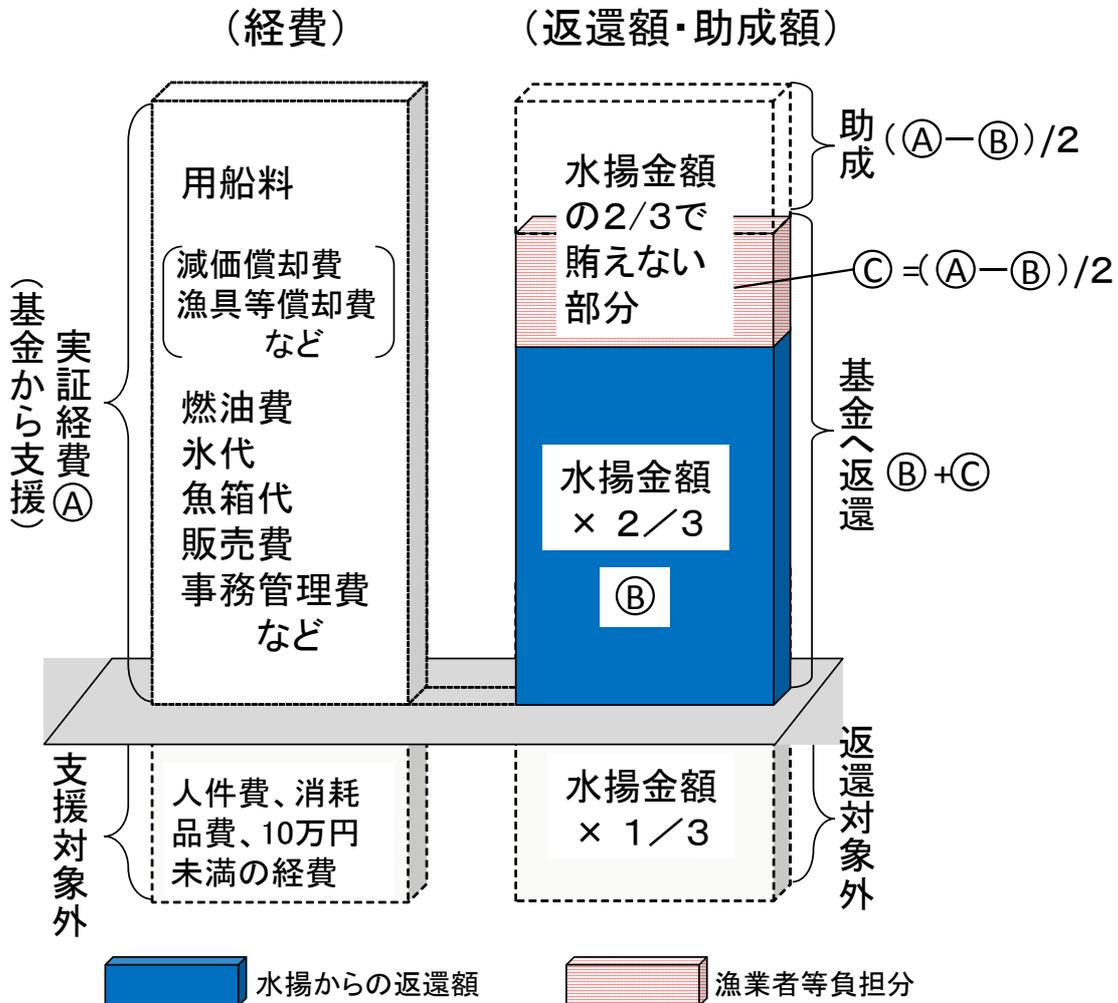
水揚金額が助成金の額に満たない場合は、その賄えない経費の5割について返還を免除（つまり水揚金額で賄えない経費の5割を支援）。



② 沿岸漁業における収益性改善の実証（沿岸漁業版）の場合

返還すべき助成金の額は、交付された助成金の額。

水揚金額の2/3の額が助成金の額に満たない場合は、その賄えない経費の5割について返還を免除（つまり水揚金額の2/3の額で賄えない経費の5割を支援）。



③ 漁船等の収益性回復の実証の場合

以下のいずれかの算出方法を事前に選択。

ア 返還すべき助成金の額は、交付された助成金の額。

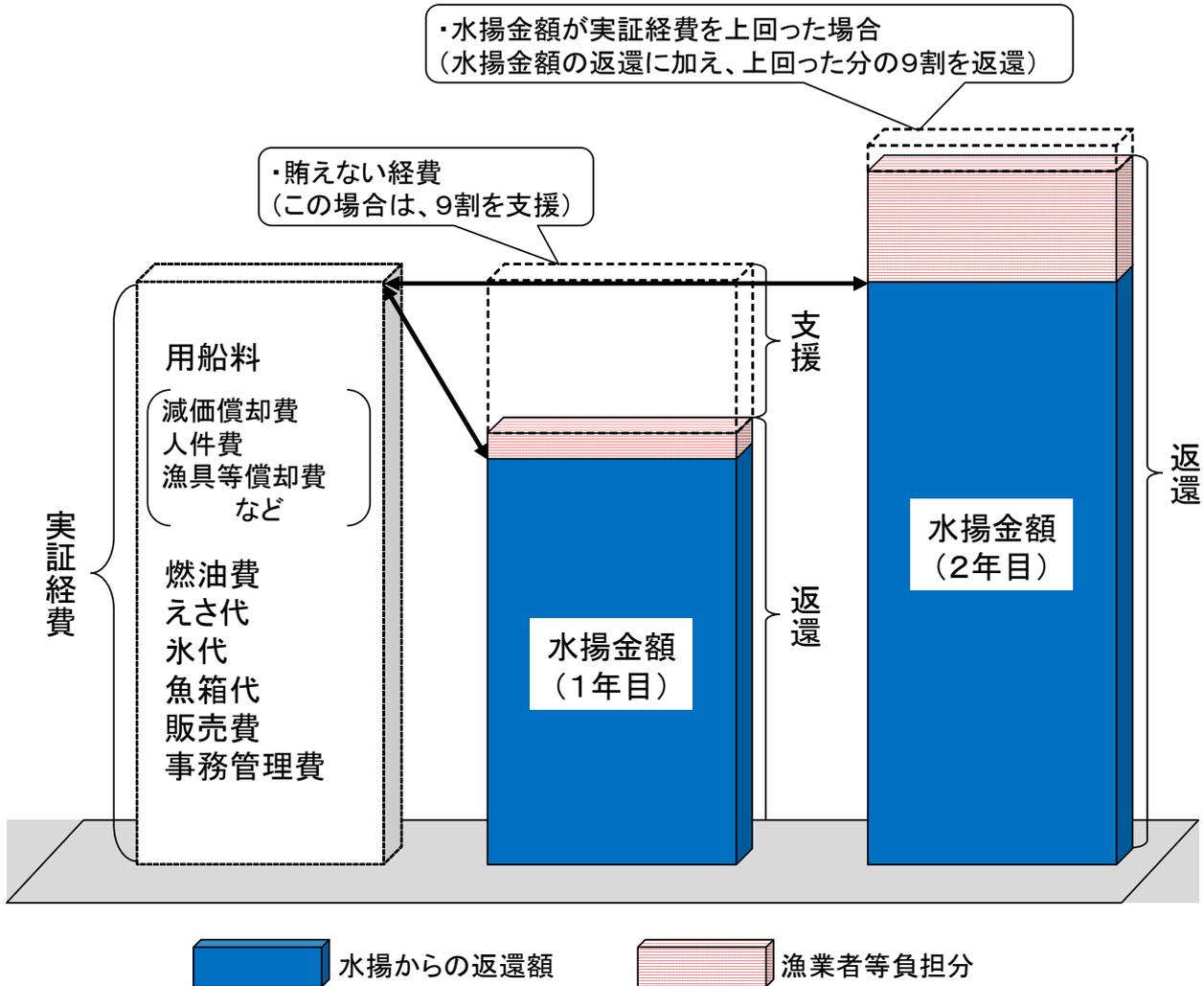
水揚金額が助成金の額に満たない場合は、その賄えない経費の5割について返還を免除（つまり水揚金額で賄えない経費の5割を支援）。

イ 水揚げ金額が、交付された助成金の額を満たす、満たさないにかかわらず、次の算式により得られた金額を返還。

$$A - (A - B) \times 0.9$$

(Aは、助成金の確定額。Bは、当該事業期間の水揚金額の総額)

(つまり、水揚金額で経費が賄えない場合、その9割を支援。水揚金額が経費を超える場合は、その超える部分の9割について返還)。



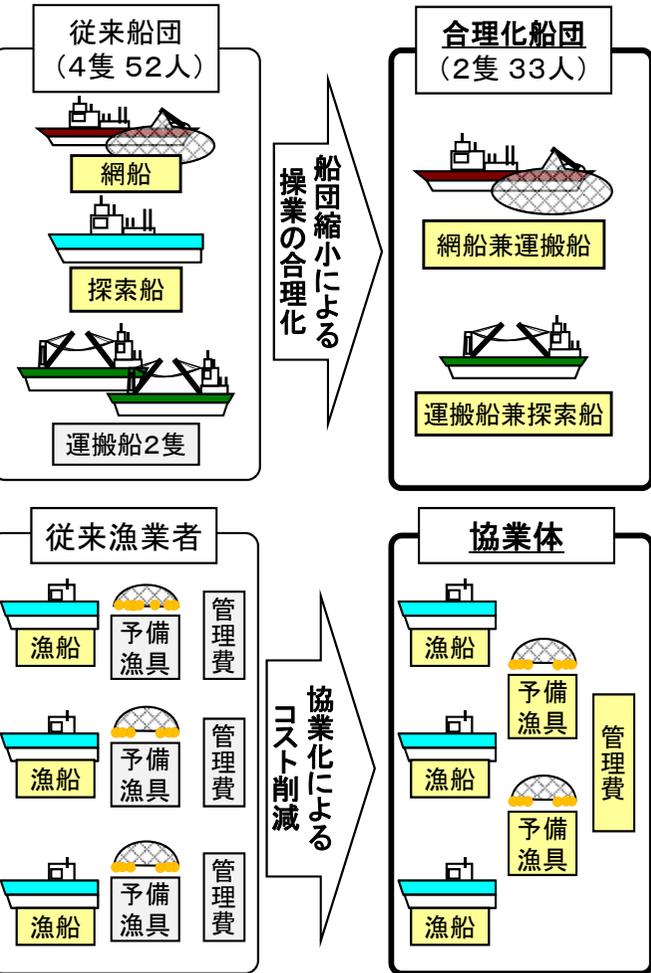
# 漁業構造改革総合対策事業

漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、改革型漁船の導入等により、収益性向上の実証に取り組む漁協等に必要な経費を支援する。

また、沿岸漁業において、新しい操業・生産体制への転換を促進するため、三者以上の漁業者による協業体又は新規就業者を対象とした収益性向上の実証に取り組む漁協等に対し、沿岸漁業の特徴に応じた形で必要な経費を支援する。

## 改革計画の策定

・生産者、流通・加工業者等が一体となって、地域の漁業・養殖業の改革計画を策定

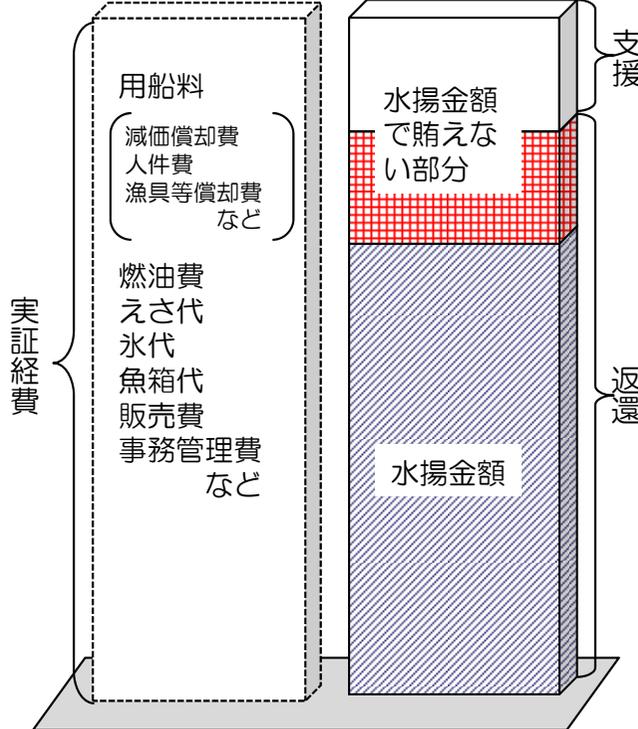


## 支援内容

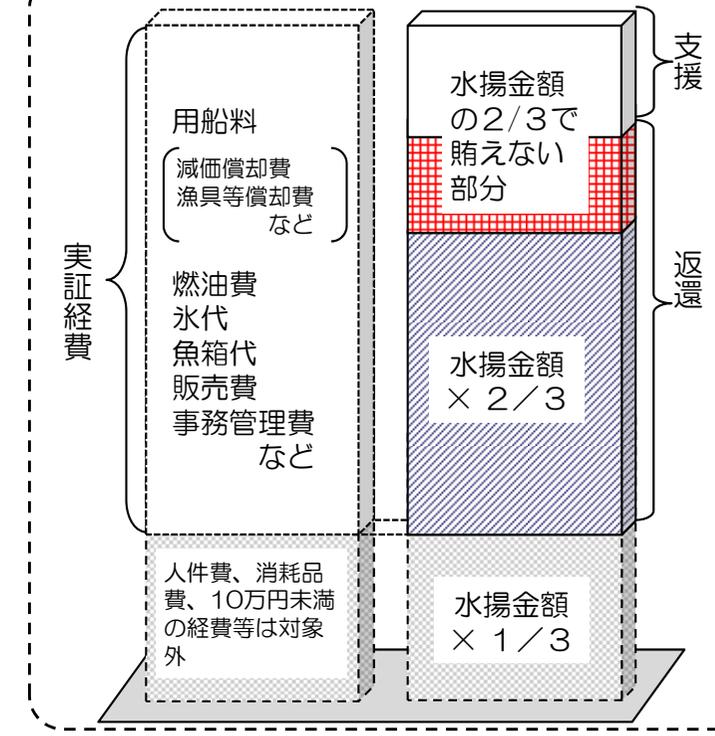
- ① 改革計画に基づき、基金から支払われる実証経費を用いて実証事業を実施し、水揚金額を返還
- ② 水揚金額で実証経費が賄えない場合は、この賄えない分を支援  
支援割合等: 事業の取組内容に応じ、3年を上限として、1/2、2/3又は9/10を助成  
(沿岸漁業版においては、経費から水揚げ金額の2/3相当額で賄えない部分の1/2を助成)

## もうかる漁業創設支援事業

### 従来の支援イメージ



### 沿岸漁業版(20トン未満船)における支援のイメージ(新規)



# 漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業創設支援事業）【養殖】

地域やグループによる生産体制の改革による収益の改善を実証し、普及

## 事業の内容

### 地域プロジェクト

3事業期間（最大5カ年）を上限に養殖経費（養殖用施設の借り上げ費、えさ代等）を助成

事業主体

2事業期間（最大4カ年）を上限に養殖経費（養殖用施設の借り上げ費、えさ代等）を助成

※販売代金で賄えない分の原則5割を国が負担。

### 事業実施者（漁協等）

改革型の新たな養殖生産システムにより持続的な養殖経営が可能と見込まれる収益改善を実証

#### 革新的な新たな養殖の実証

- 例）○飼料の完全配合飼料化と身質の品質保証を組み合わせるなどの新たな取り組み
- 新たな飼育技術の導入による真珠の高品質化、新魚種の養殖

#### 採算が悪化している分野の収益性回復の実証

- 例）○小売業者との直接取引など販売先に対応した生産管理と流通のあり方の見直し

公募

養殖施設の借上げ・経営

### 技術を有する養殖業者



養殖経営における収益改善の実証

先駆的な取り組みを他の養殖業者へ効果的に波及

# 沿岸漁業版の場合の事業の流れ

浜の活力再生プランの策定 ← 水産庁長官の承認

- ・現状と問題点
- ・総合的かつ具体的な解決策
- ・活用する事業として「もうかる漁業創設支援事業」を記載
- ・沿岸漁業版の対象とする漁業種類や漁船の規模、漁獲努力量の削減、協業体に参加する漁業者の半数以上が55歳以下、新規就業者の年齢要件(45歳以下)等を規定

## 改革計画の策定及び実証

① 地域協議会の設置 ← 水産庁長官の承認

② 改革計画を策定

- ・生産性の向上の具体的内容
- ・(協業化の場合)三者以上が協業化し、3隻以上の漁船を用いて操業すること 等

← 水産庁・水漁機構等による計画作りの支援

③ 中央協議会による審査、認定 ← 水産庁長官の承認

④ 認定された改革計画に基づく実証事業の実施  
(地域協議会において取組状況をチェック)